

愛知県後期高齢者医療広域連合告示第8号

平成30年5月28日から愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日までの間、愛知県後期高齢者医療広域連合の公文書等の中にある愛知県後期高齢者医療広域連合公印規程（平成19年広域連合訓令第4号）別表に規定する「愛知県後期高齢者医療広域連合長之印」の印影は、同表に規定する「愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者之印」の印影とみなす。

平成30年5月25日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 伊 藤 太